

千葉県木育推進方針の策定について

令和3年3月25日
農林水産部森林課

木育の基本的な考え方や進め方など認識の共有を図ることで、市町村や民間団体等が行う、子どもから大人までの幅広い年齢を対象とした木育を一層推進するため、「千葉県木育推進方針」を策定する。

【木育とは】^{もくいく}木材や木製品との触れ合いを通じて、木の良さや利用の意義を学ぶ教育活動

《想定する取組主体》

県、市町村、森林・林業・木材関係者、幼児教育関係者、学校教育関係者、里山活動団体、民間企業

1 方針の概要

(1) 千葉県型木育の基本的な考え方

- ① 県内の森林や里山への愛着を育む
- ② 子どもから大人までの全ての県民を対象とする
- ③ 多様な主体が連携して取り組む

(2) 千葉県型木育の進め方

「触れる」→「学ぶ」→「行動する」

(3) 方針の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(4) 各主体の具体的な取組

(5) 県が行う木育活動の支援

- ① 森と親しめるフィールドの提供
(教育の森制度、県民の森、法人の森制度、緑化活動拠点施設)
- ② 木育の指導者育成
- ③ 県産木材のおもちゃの貸出制度の整備
- ④ 主体間の情報共有の支援
(取組事例の情報発信、意見交換の場の整備)
- ⑤ 県産木材利用に関する支援
(木製品導入の補助、木材利用実績の評価制度)